



特別応援金

[長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事業]

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



コロナ禍の影響により売上が大きく減少している
事業者の皆様へ

支給金額

$(\text{基準月の事業収入等}) - (\text{対象月の事業収入等})$

※1,000円未満切り捨て

《対象月》2021年4月、5月または6月のいずれかの月のうち、2019年または2020年同月比で月間の事業収入等が50%以上減少している任意の月
《基準月》2019年または2020年における対象月と同じ月

上限額

◆中小法人等

20万円

◆個人事業者

10万円

※申請は、各者1回限りです。

支給対象

長野県内の幅広い業種の中小企業者等が対象です

- 《主な要件》
- ①【法人等】長野県内に本店等があり、長野県内で法人税を納税していること
【個人事業者】長野県内に住所があり、長野県内で事業収入等の確定申告を行っていること
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年4月～6月のいずれかの月の事業収入等が、2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
 - ③国の月次支援金の4月～6月分を申請していないこと（7月分以降の申請は除く）
 - ④公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと
 - ⑤被扶養者に該当しないこと

申請受付期間

2021年（令和3年）8月2日（月）～9月30日（木）



しあわせ信州

長野県

ご用意いただく添付書類〈例〉

【法人等】履歴事項全部証明書、振込口座の通帳等(写し)、確定申告書別表一の控え(写し)、
法人事業概況説明書の控え(写し)、売上台帳(写し)

【個人事業者】健康保険証(写し)、振込口座の通帳等(写し)、運転免許証等の身分証明書(写し)、
確定申告書第一表等の控え(写し)、青色申告書等の控え(写し)、売上台帳(写し)

※詳細は、申請要領をご覧ください。

よくあるご質問と回答

Q1 無店舗型の事業や、移動販売による事業は申請ができるか？

A 事業収入があり確定申告を行っていれば申請が可能です。

Q2 いわゆる「フリーランス」の事業者は申請ができるか？

A 事業収入があり確定申告を行っていれば申請が可能です。

Q3 新規開業者は申請ができるか？

A 2021年3月までに開業し、同年4月までに開業届を提出している方は申請が可能です。

Q4 被扶養者は、対象外となっているが、どのように判定するか？

A 健康保険制度の「被扶養者」に該当するか否かで判断します。

Q5 月次支援金を申請している場合、特別応援金の申請ができるか？

A 4月分～6月分の月次支援金を申請している場合、特別応援金の申請はできません。
ただし、7月分以降の月次支援金のみを申請する場合は、特別応援金の申請は可能です。

■お問い合わせ先 長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金 事務局
〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル 7階
TEL026-262-1807 [受付時間] 9:15～17:15(土日・祝日を除く)

■書類入手先 ◎新型コロナ中小企業者等特別応援金ホームページからダウンロード
<https://www.shinshu-ouen.jp/>

◎最寄りの県産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局商工観光課)、商工会議所、商工会での受け取り



まずはこちらの利用をご検討ください！

経済産業省

月次支援金 〈緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和〉

給付額 ◆中小法人等 上限 **20**万円/月

◆個人事業者等 上限 **10**万円/月

4～6月分
の合計

◆中小法人等 最大 **60**万円

◆個人事業者等 最大 **30**万円

※給付額＝2019年、または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上

申請期間 《4月分、5月分》 2021年6月16日(水)～8月15日(日)

《6月分》 2021年7月1日(木)～8月31日(火)

《7月分》 2021年8月1日(木)～9月30日(木)

■お問い合わせ先 月次支援金相談窓口 ☎0120-211-240
または、県産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局商工観光課)

